

危険な空き家等の除却を支援します。

～令和7年度浅口市空家等除却支援事業補助金～

適正な管理が行われていない空き家等の除却を促進し、地域の居住環境の向上を図るため、当該空き家等の除却を行う人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

1.対象空き家

- 特定空家等※に認定されたもの、またはそれになり得るもので、倒壊や建築資材等が落下した場合、近隣住家または道路への影響度が高いと認められるもの。
- 建築物に所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利を有するすべての者から同意を得ているもの
- 公共工事等に伴う移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
- 居住その他の使用がなされていない状態が、おおむね1年以上経過したもの
- 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために除却を行うものではないこと。

※「特定空家等」とは、以下の状態にある空家等

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2.対象者

- 対象空き家の所有権を有する人またはその法定相続人、またはそれらの人の承諾を得た人（事業請負者を除く。）
- 市税等を滞納していない人
- 暴力団または暴力団員等でない人

3.対象事業

施工業者が行う次の ① 又は ①+② の工事

- ① 除却工事（建築物及びこれに付属する工作物の全部の撤去）
- ② 附帯工事（敷地に存する門扉、塀、立木等の撤去）

4.補助額

補助事業に要する経費の2分の1以内（千円未満切捨て）の額で、上限50万円

5.注意事項

- 補助金交付決定前に、工事の契約や着手をしている場合は、補助対象となりません。
- 補助要件の確認、現地調査及び提出書類のご案内のため、必ず事前にご相談ください。
- 関係法令を遵守してください。（建設リサイクル法など）。
- 家屋を除却すると、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため、翌年度以降、土地の固定資産税が変動する場合があります。

6.事前相談の受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年12月5日（金）

- ・事前相談の受付後に、現地調査を行い、申請の案内をします。
- ・ただし、今年度の予算に達し次第終了します。
（1件あたりの補助金が50万の場合⇒10件）

7.必要書類

○ 事前相談

- ①浅口市空家等除却支援事業補助金事前相談票
- ②浅口市空家等除却支援事業補助金交付事前申出書

○ 補助金申請

- ①浅口市空家等除却支援事業補助金交付申請書
- ②空き家等の登記事項証明書、固定資産課税明細書その他所有者を確認できる書類
- ③空き家の所有者等について、市税等の滞納がないことを証する書類（完納証明書）
- ④空き家及び敷地の全景が分かる写真（撮影日の確認できるもの）
- ⑤見積書及び工事内訳書の写し
- ⑥誓約書
- ⑦消費税等仕入控除税額確認書
- ⑧その他市長が必要と認める書類

【所有者が複数の場合】

承諾書（所有権のあるすべての方の署名、捺印）

【所有者は既に死亡しているため、所有者の法定相続人が申請する場合】

承諾書（法定相続人であるすべての方の署名、捺印）

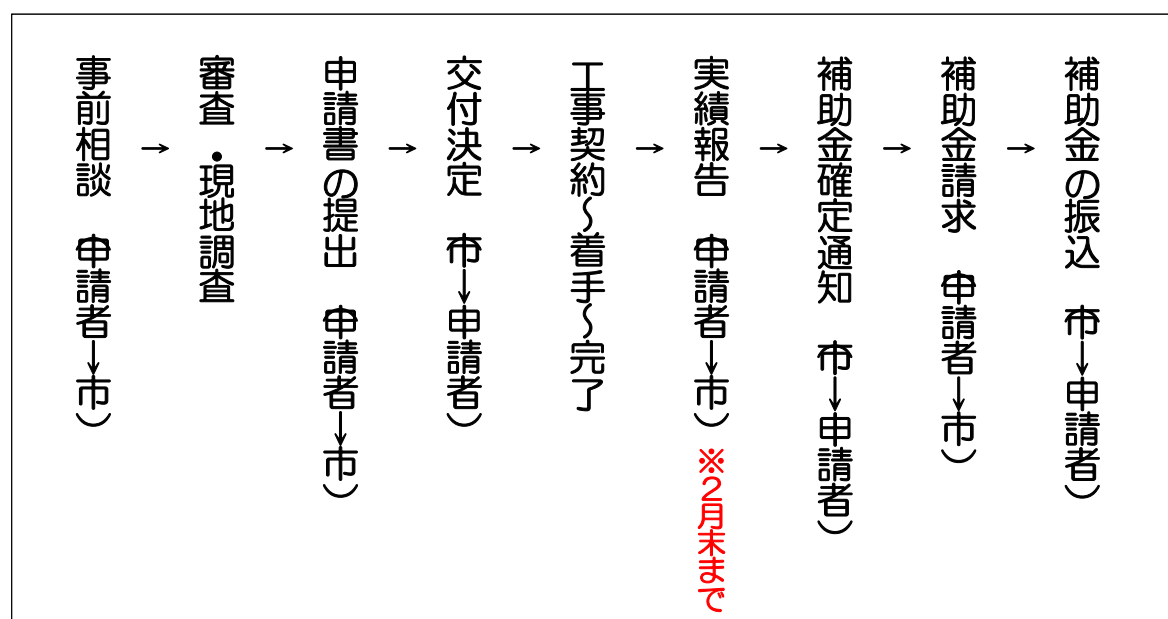
【所有者の承諾を得た者が申請する場合】

承諾書（所有権のあるすべての方の署名、捺印）

【全部事項証明書に所有権以外の権利が設定されている場合】

承諾書（所有権以外の権利のあるすべての方の署名、捺印）

9.補助金申請の流れ



【問い合わせ先】

浅口市役所産業建設部まちづくり課

電話・0865-44-9044